

日本の家父長的家制度について

—農村における「家」の諸関係を中心に

704-021 申 蓮花 指導教官 千葉 貢

Patriarchal family institution of Japan
— In the center of [the family] relationship in farm

SHEN Lianhua

I はじめに

日本社会の厳しい「集団主義」や「上下関係」は、私のような外国人にとって理解できない所がとて多いのである。例えば私が電車に乗る時、ちょうど3人の小学校5,6年生の女の子の隣だったが、目の前の席が空いていたら、中の2人はすぐ一人の子に対して「先輩どうぞ!」と言った。3人はお互いに譲った結果、結局先輩の子が座ったが、私にとって興味深いのは子供達の「先輩どうぞ」という言葉であった。中国では「尊老愛幼」という言葉があって、つまり社会のルールとしては老人と子供が優先するという意味なので、先の場合は一番幼い子が座るが当然とされる。子供の中でも「先輩」であるから「どうぞ」という事は、まさに子供教育まで浸透した日本社会の厳しい上下関係の現れであると思う。このような日本社会の厳しい上下関係に対する不理解がゆえに、外国人である私達はルール違反で誤解されたり、またいくら日本語が上達にしても日本社会に馴染めないと感じたりする人は少なくないのである。

日本での勉強を通じて、このような現象は日本の戦前まで続いた「家父長的家制度」の名残であることが分かり、日本の戦前までの「家父長的家制度」に対する理解は、日本社会理解の一つの鍵になれるのではないかと思い、このテーマに決めたのである。

II 日本の家父長的家制度の歴史

「家父長制」と「家父長的家」の概念について1988年の『社会学事典』を引用すると、家父長制については「家父長権をもつ男子が家族員を統制・支配する家族形態である」と定義し、また家父長的家については「家父長制家族では、一般的に長男が家産と家族員に対する統率権は絶対的な権威として表れ、家族員は人格的に恭順・服従する」と定義していたのである。日本の家父長的家制度は日本中世の「惣領制」で、総領家が庶子家に対する統制がその始まりで、近世になって幕府統制上の便利や儒教が武士階層へ徹底的な浸透で、近世の武士階層で定着したと思われる。

家父長的家は中世から始まり、また近世に武士階層で定着したが、「家父長的家制度」つまり家父長的家を制度化にしたのは近代の明治時代である。戦後は封建産物として批判の対象になったので、主に明治期の「家父長的家制度」が、中世からあったにも関わらず、なぜ明治期の「家父長的家制度」が批判対象になるかという疑問を持つ人は少なくないであろう。その原因は主に2つあると私は思う。その1つとして、明治政府は色々な制度に関してはヨーロッパの先進的な法律を受け入れて、近代国家を作りあげにも関わらず、家制度は封建性の「家父長的家制度」をとったことである。そしてもう1つ理由として、明治政府は近代武士階層の封建的な家父長的家を制度化することで、それを全国民に押し付けたことが上げられると思う。

明治政府は戸籍制度を中心とした諸制度を通じて、家父長的家制度を規定したが、その主な内容はつぎのように纏めることができる。

- ①住居地によって戸籍を再編成し、家族の地位順は戸主を一番に、下は儒教的な順番で尊属、直系、男性を上、卑属、傍系、女性を下という親族集団の配列にしたのである。これは戸主優位の確立と戸主が家族員に対する統制を可能にした根拠を提供した同時に、家の中の秩序と各家族員の地位を明確にしたものであると思われる。

図1—明治国家の中央集権化統制図



- ②家族員を統制できる優位に立つ戸主は家父長であることを決めたのである。

- ③家の相続は基本的に嫡出長男相続制をとることで兄弟争いや家産の細分化を防ぐことで家自体の存続を保てるように規定したと思われる。

明治政府は諸制度を通じて家父長に家に統制権を与えてあげるのはなぜなのかという疑問を持つことになるが、ここではまず明治国家の中央集権の統制手段を見てみたいと思うので、図1を参考に説明したいと思う。明治政府の中央統制は天皇

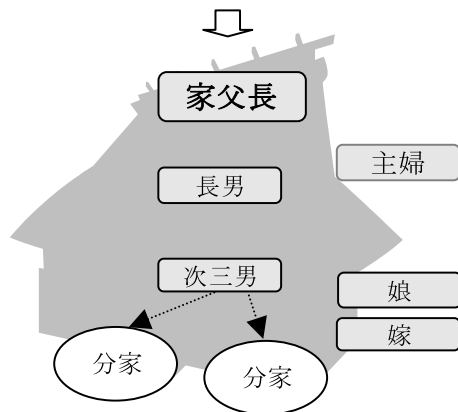
—政府—府県—区長—戸長—戸主という統制構造を通じて行われたが、戸主＝家父長はその統制の末端的な存在として位置づけられたのである。つまり明治政府はこのような統制構造を通じて家々までその統制が行き届くようにという考えであったと思われる。

このような統制は明治政府の目標である「富国強兵」の実現のためだが、富国強兵の手段としては「地租改正」と「徴兵制」の実施が必要となり、また地租改正と徴兵制の課題の解決は国民統制が必要となるのである。この国民統制を実現可能にしたのはまさにこの「家父長的家制度」であると考えられる。

III 日本の家父長的家制度下の家族関係—戦前の農家を中心に

明治家父長的家制度の下で、農家の中の構造や家族員の諸関係について図2を参考したいと思うが、図2は家族の権力と地位の差や家の存続との関わりを現したものである。具体的に、家父長は権力と地位的に絶対的な優位にいるし、外の家族員特に子供達に対しては絶対の統制権があるのである。

図1—明治国家の中央集権化統制図



(1) 親子の服従関係

政治的には家父長が家の全権の代表であり、子供は完全人格として認められないのである。経済的に子供はいくら働いても、成人にも関わらず家父長になるか家を離れていかない限りは、自分の財布は持てないことになる。つまり共同労働での収入すべては家父長一人が握ることになるが、それにも関わらず子供達には家父長に完全な「孝」を強要されていた。

家父長的家制度の内容は、家父長が家の中で統制的な権利の持ち主として現すだけではなく、家自体も秩序のある小さい社会でもある。つまり家父長が一番上に位置されるのは勿論、統制された家族の他成員にもその立場と地位がそれぞれ違うことも特徴である。

(2) 子供達の地位差

家父長に没人格の親孝行を強要された子供達をみると、家父長的家制度の中で長男相続をとっているため、長男は家風などを含めて家産の相続者として家の存続に欠かせない存在であるので、長男の地位は子供の中で相対的に高いのである。

それに対して長男と同じく男であっても、家の存続にあまり必要のない人間であるから金持ちの

家では次三男を分家として独立させられるが、普通の家の場合は、その余裕がなくて次三男は家に残して、ただの「使用人」になるケースが多いのである。つまり次三男の地位は長男より格段と低いことになる。

また家の存続に必要とされない娘には、婚礼の時化粧品などの支度でお金を使うことから、家産維持の立場からは一番望ましくないのである。それは次三男を分家する時も同じく家産のちょっとした分与があるが、分家は冠婚葬祭時本家の支えにもなりことから、分家時の「家の財産の分与」は家にとって「必要な損」という意味があるのである。しかし娘の結婚時の財産分与は他家へのただの財産の投げ出しになるため、娘を多く生まれることは望ましくない大きな原因になる。つまり、家の存続に必要なばかりか、結婚時に家産の損を与える娘はその地位は次三男よりも最も低いし、差別される存在であった。女性への差別も「家父長的家制度」の下で家の1つ大きな特徴であると言えるのである。

(3) 女性への差別

家父長的家制度の下で、我が子として生まれても、生まれた順番や性別によって、子供達はすでにその地位が決まっており、原始的な素朴な親子の愛情は二次元なものになるのであったと考えられる。次三男は分家したら、分家は本家より一段と格が低くなったと言っても、次三男は自分の小宇宙の中で家父長としていられるのに対して、娘は結婚したら家の財産を投げ出したにも関わらず、その差別はどん底に落ちたと言っても過言ではない。例えば日本の戦前は「足入れ婚」という結婚の形があって、嫁になる前にまず相手の家に入って、舅姑をはじめとした相手の家の人々に気に入られたかどうかなどで、合格と判断されたらやっと結婚できるというものであった。またやっと嫁にいった女性に対しては封建的な道德の縛りが待っており、夫を天となすべきと宣伝する「女大学」や「結婚する前は親に従うべき、結婚したら夫に従うべきで、夫がなくなったら息子に従うべき」という「三従」など封建的な束縛があげられる。また千葉ゼミで「岡部温故館」にいった時も古文書のなかに「妻は旦那が起きる前に起きるべきだし、みんなが寝る後に寝るべし、また妻は旦那に素顔をみるべからず…」という家訓があったのである。

このように家父長的家制度の下で各家々は秩序のある小社会であり、家の人々はその家父長の統制の下に置かれていることが分かる。またこの家父長は明治期中央集権統制の末端として位置づけられているため、この統制構造を通じて天皇は国民の一人一人を統制でき、色々な政策も国民一人一人まで貫通することができることによって「富国強兵」が実現可能になったと思われる。

また明治期は家父長的家制度の親子関係を国家と家の関係に利用され「家族的国家観」に発展し、日本を「家族的國家」に作ったのである。家族的國家観は第二次世界大戦のスローガンとなり、忠孝のために人々は命を捨てて戦争に飛び込んだのである。

IV 戦後日本の家父長的家制の変遷

戦後の新民法では家父長的家制度を廃止したのである。けれども人々の心の中まで強く根付いたことや、社会的経済基盤は大きな変化のないこと、また保守勢力の働きかけで戦後は「家制度」の復活運動もみられたのである。そこで家父長的家制度が実際に崩れ始めたのは高度経済成長期であると思う。家父長的家制度の土壌である農村を中心とした第一産業は高度経済成長期前の国の支柱産業から 1965 年以後は GDP に占める割合は 10% 以下に落ちたことから、家父長的家制度の本地である農村自体は衰退したことを意味している。また農村の衰退に伴い、農家の次三男と娘達を中心とした若い労働人口は都市へ流れ、高度経済成長期の 1955 年から 1970 年までは東京や名古屋、大阪の 3 大都市圏だけでもその人口純移動は約 750 万人に達したのである。

都市部への人口移動の中で、特に戦前家の存続に要らないと差別された農家の娘の都市への脱出は、家の存続のために農村に残した長男達が「嫁難」に落ちるハメになったのである。これはさらに若者全体が都市部への流出に繋がり、高齢化や過疎化に困る農村では「家」自体の存続が危うい状態になったのである。また都市の家族を見てみると、都市部では生活場と生産場が分離しているため、家業相続や家産維持を目的とした 2 世帯が必要ではなくなることから、核家族化が進行していた。またこのような核家族の中では「平等と自由」思想の影響や「企業戦士」であるお父さんの「家不在」で「家父長的家制」は都市部の家族で芽生えにくい状況であった。

つまり高度経済成長期を通じて「家父長的家制」は都市部だけではなく、農村でもその基盤は崩れたことは言うまでもないのである。

しかし、長い歴史を通じて日本に根強く存在した「家父長的家制」は、今現在でもその名残が所々に潜んでおり、例えば結婚式場で立てる看板はまだ「何々家と何々家の結婚式」と書いているが、これはまさに「家父長の家」の考えから来たもので、結婚は個人のことより家と家のことであるという思想が残されている象徴であると思う。また現代の日本人が何とも思わない企業間の「親会社」と「子会社」の関係も戦前の「家父長的家制」の変形であり、「現代の家父長的家制」とも言えるだろう。

V まとめ

国民統制がしやすいことや商業などの発展に不可欠の働き手を提供したこと、また家も社会も秩序が保てることからすれば、ここではまず「家父長的家制」の貢献性を認める。しかし、その反面個人の自由と平等を無視し、極めて女性差別、さらに個人の幸せを犠牲する「家父長的家制」の封建性も見逃すことはできないことである。人にとって一回だけの人生を思うと、自由と個人の幸せを犠牲にした封建的な「家父長的家制」は最も望ましくないことであると思う。

日本の「家父長的家制」は中世から始まり、近世は武士階層で確立し、明治民法によって全国民に押し付けられ、さらに「家族的國家観」に発展したのである。戦後は廃止したと言っても、まだ農村の構造や企業の組織にその変形が存在しているのである。それでも日本人々にとって「家父長的家制」はもう過去のことやその面影がすでに薄くなっていると思うかも知れないが、外国人である私達にとっては日本に来て重い「家父長的气氛」に包まれていた感じがした。このような日本の「家父長的气氛」の由来を理解することで、留学生のみなさんが今後日本での生活の中で何か参考になれば幸いと思うのである。

引用文献

- ・ 福尾猛市郎 『日本家族制度史概説』 吉川弘文館 1972年
- ・ 『家族と社会』 吉川弘文館 2002年
- ・ 川島武宜 『イデオロギーとしての家族制度』 岩波書店 1957年
- ・ 中川善之助 『家族』 有斐閣 1955年
- ・ 福武直 『日本の農村』 東京大学出版会 1986年